

一般債振替決済口座管理規定の一部改正について

(2026年4月13日実施)

(下線部分は改正部分を示す。)

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">一般債振替決済口座管理規定</p> <p>第1条 (趣旨) ～ (省略)</p> <p>第16条 (成年後見人等の届出)</p> <p><u>第17条 (取引の制限等)</u></p> <p><u>当会は、お客様の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容及びその他の事情を考慮して、当会がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当会が認める場合、当会は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p>第18条 (解約等)</p> <p>次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当会から解約の通知があったときは、直ちに当会所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当会からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>(1) お客様から解約のお申し出があった場合。<u>。</u></p> <p>(2) お客様が手数料を支払わない<u>場合。</u></p> <p><u>(3) お客様について相続の開始があった場合。</u></p> <p><u>(4) お客様等がこの規定に違反した場合。</u></p> <p><u>(5) 第13条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合。</u></p> <p><u>(6) お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当会が解約を申し出た場合。</u></p> <p><u>(7) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当会が契約を</u></p>	<p style="text-align: center;">一般債振替決済口座管理規定</p> <p>第1条 (趣旨) ～ (省略)</p> <p>第16条 (成年後見人等の届出)</p> <p>(追加)</p> <p>第17条 (解約等)</p> <p>次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当会から解約の通知があったときは、直ちに当会所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当会からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>(1) お客様から解約のお申し出があった場合</p> <p>(2) お客様が手数料を支払わない<u>とき</u></p> <p>(追加)</p> <p><u>(3) お客様がこの規定に違反したとき</u></p> <p><u>(4) 第13条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合</u></p> <p><u>(5) お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当会が解約を申し出たとき</u></p> <p><u>(6) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当会が契約を</u></p>

改 正	現 行
<p>継続しがたいと認めて、解約を申し出た<u>場合。</u></p> <p><u>(8) やむを得ない事由により、当会が解約を申し出た場合。</u></p> <p><u>(9) 振替決済口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または振替決済口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。</u></p> <p><u>(10) この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。</u></p> <p><u>(11) この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。</u></p> <p><u>(12) 振替決済口座の口座開設申込時におけるお客様の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、または振替決済口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時においてお客様が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合。</u></p> <p><u>(13) (9) ～ (12) の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当会からの確認に応じない場合。</u></p> <p>2 ～ (省略)</p> <p>3 第19条 (解約時の取扱い) (省略)</p> <p>第20条 (緊急措置) (省略)</p> <p>第21条 (免責事項) 当会は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(1) ～ (省略)</p> <p>(5)</p> <p>(6) 第20条の事由により当会が臨機の処置をした場合に生じた損害</p> <p>第22条 (機構非関与銘柄の振替の申請) (省略)</p> <p>第23条 (この規定の変更) (省略)</p>	<p>継続しがたいと認めて、解約を申し出た<u>とき</u></p> <p><u>(7) やむを得ない事由により、当会が解約を申し出たとき</u></p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>2 ～ (省略)</p> <p>3 第18条 (解約時の取扱い) (省略)</p> <p>第19条 (緊急措置) (省略)</p> <p>第20条 (免責事項) 当会は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(1) ～ (省略)</p> <p>(5)</p> <p>(6) 第19条の事由により当会が臨機の処置をした場合に生じた損害</p> <p>第21条 (機構非関与銘柄の振替の申請) (省略)</p> <p>第22条 (この規定の変更) (省略)</p>